

釧路市中小企業等省エネ推進補助金 補助対象省エネ診断一覧

釧路市中小企業等省エネ推進補助金交付要綱別表 1 に規定する「令和 6 年 4 月 1 日以降に受診した省エネ診断」は次のとおりとする。

(釧路市中小企業等省エネ推進補助金 別表 1 関係)

種類	実施主体
省エネ最適化診断	一般財団法人省エネルギーセンター
省エネ診断拡充事業 (省エネクイック診断)	一般社団法人環境共創イニシアチブ
地域エネルギー利用最適化取組支援事業 (省エネお助け隊による省エネ診断)	

附 則

この一覧は、令和 6 年 5 月 9 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。